

「武器輸出三原則等」の見直しと 新たな「防衛装備移転三原則」

外交防衛委員会調査室 沓脱 和人

1. はじめに

我が国の武器及び武器技術の輸出は、「外国為替及び外国貿易法」（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）によって管理されており、同法の運用方針である「武器輸出三原則等」（昭和42年の『武器輸出三原則』及び昭和51年の『武器輸出に関する政府統一見解』を併せた総称）によって、事実上の全面禁輸措置がとられてきた。

このような武器輸出の管理が約40年にわたり続く中、武器輸出三原則等については、昭和58年の対米武器技術供与を皮切りに多くの例外が積み上げられ、また、近年は防衛省向けの生産に限定された我が国の防衛産業の弱体化が指摘され、防衛装備品の国際共同開発・共同生産が世界の主流になるなどの環境変化にも直面していた。

平成26年4月1日、第二次安倍内閣は国家安全保障会議及び閣議において、武器輸出三原則等に代わる新原則として「防衛装備移転三原則」を決定し、①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、②我が国の国家安全保障に資する場合に限り、防衛装備の海外移転を可能とした。また、新三原則の下で「防衛生産・技術基盤戦略」を決定し、国内で全ての防衛生産・技術基盤を保持することを基本とする従来の方針から、一部、国際共同開発・共同生産を認める方針へと転換した。

新三原則の策定以降、日本とオーストラリアや米国、英国との間で防衛装備品の共同開発が合意され、平成27年度防衛省予算案には、海外への装備品移転や国際共同開発を所掌事務の一つとする防衛装備庁（仮称）の新設が盛り込まれる等の動きが生じている。

我が国の武器輸出に対する規制・管理の在り方が転換点を迎える中、本稿では、武器輸出の管理の前提となる武器及び武器技術について概観した後、「武器輸出三原則等」、「防衛装備移転三原則」及び「防衛生産・技術基盤戦略」の概要等を紹介することとしたい。

なお、本稿における人物の肩書はいずれも当時のものである。

2. 武器及び武器技術とは

（1）外為法における武器及び武器技術

ア 武器

外為法第48条第1項は、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向先とする特定の種類の貨物を輸出しようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない」と規定しており、政令である「輸出貿易管理令」の別表第1の1の項において、外為法上の具体的な「武器」を規定している。

図表1 輸出貿易管理令 別表第1の1の項

(1)	銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）若しくはこれらの附属品又はこれらの部分
(2)	爆発物（銃砲弾を除く。）若しくはこれを投下し、若しくは発射する装置若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品
(3)	火薬類（爆発物を除く。）又は軍用燃料
(4)	火薬又は爆薬の安定剤
(5)	指向性エネルギー兵器又はその部分品
(6)	運動エネルギー兵器（銃砲を除く。）若しくはその発射体又はこれらの部分品
(7)	軍用車両若しくはその附属品若しくは軍用仮設橋又はこれらの部分品
(8)	軍用船舶若しくはその船体若しくは附属品又はこれらの部分品
(9)	軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品
(10)	防潜網若しくは魚雷防御網又は磁気機雷掃海用の浮揚性電らん
(11)	装甲板、軍用ヘルメット若しくは防弾衣又はこれらの部分品
(12)	軍用探照灯又はその制御装置
(13)	軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤又はこれらの散布、防護、浄化、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品
(13の2)	軍用の細菌製剤、化学製剤又は放射性製剤の浄化のために特に配合した化学物質の混合物
(14)	軍用の化学製剤の探知若しくは識別のための生体高分子若しくはその製造に用いる細胞株又は軍用の化学製剤の浄化若しくは分解のための生体触媒若しくはその製造に必要な遺伝情報を含んでいるベクター、ウイルス若しくは細胞株
(15)	軍用火薬類の製造設備若しくは試験装置又はこれらの部分品
(16)	兵器の製造用に特に設計した装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品
(17)	軍用人工衛星又はその部分品

イ 武器技術

外為法第25条第1項は、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない」と規定しており、政令の「外国為替令」の別表第1項において、武器技術を規定している。

図表2 外国為替令 別表第1項

1 輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術

ウ 外為法と国際輸出管理レジームとの関係

我が国は、通常兵器等の国際輸出管理レジーム「ワッセナー・アレンジメント¹(WA)」に参加しており、参加国は通常兵器及び関連汎用品・技術のリストに掲載された品目について、国内法令に基づき輸出管理を行うとされていることから、輸出貿易管理令及び外国為替令における通常兵器関連品目はWAリストに基づいている。

なお、我が国は、通常兵器を管理するWAのほか、大量破壊兵器を管理する「原子力供給国グループ (NSG)」(核兵器)、「オーストラリア・グループ (AG)」(生物・化学兵器)及び「ミサイル技術管理レジーム (MTCR)」(ミサイル)に参加しており、これらの輸出管理レジームの規制品目も輸出貿易管理令(別表第1の2の項以下)及び外国為替令(別表第2項以下)の品目に組み込まれている。

(2) 武器輸出三原則における武器

外為法の武器及び武器技術より狭い定義として、昭和51年の三木内閣による「武器輸出に関する政府統一見解」は、武器輸出三原則における武器とは、「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」をいい、「輸出貿易管理令別表第1の第197の項から第205の項(現在の1の項、筆者注)までに掲げるもののうち、この定義に相当するものが武器である」と定義した²。平成26年4月1日に決定された「防衛装備移転三原則」においても、防衛装備とは、「武器及び武器技術をいう。『武器』とは輸出貿易管理令別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるものをいい、『武器技術』とは、武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう」と定義されており、従来の武器及び武器技術の定義と同様である。

3. 武器輸出三原則等

(1) 武器輸出三原則等の成り立ち

戦後、我が国においては武器の製造が禁止されていたが、昭和27年、朝鮮戦争に係る需要から、許可制による武器の製造が可能となり、駐留軍向けに製造されるようになった。また、翌年28年には、外国為替及び外国貿易管理法(現行の外為法)及び輸出貿易管理令に基づき、タイ向けの戦車砲弾5万発の輸出が初めて認められた。当時、政府の武器輸出についての考え方は慎重であり、昭和31年にシリア向けの輸出問題が報道された際、重光外務大臣は、我が国は平和外交を唱えており、紛争地域に武器を輸出することは最も慎重

¹ 正式名称は「通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント」。冷戦終結に伴うココム解消の流れを受け、1996年7月に設立された国際輸出管理レジームであり、通常兵器等の移転の透明性を高め、過度の蓄積を防止することにより地域及び国際社会の安全と安定に寄与するとともに、テロリスト・グループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止することを目的とする。通常兵器及び関連汎用品・技術リストに基づく輸出管理や情報交換などの活動を行っている。

² 武器輸出三原則の武器には該当しないが、外為法上の武器であるものについて政府は、「武器と見なされるものであっても、当該輸出の目的、対応等によっては武器輸出三原則等の趣旨を損なわず、輸出を許可した事例がある。例えば湾岸戦争時の防毒マスクがその事例であって、報道機関、医療関係者が現地を訪問した際、ほかの用途に使われない、使ったものは持ち帰るということを前提に防毒マスクの携行を認めた」と答弁している(第140回国会参議院商工委員会会議録第4号8頁(平9.3.17))。

に考えなければならぬと答弁している³。

その後、昭和 42 年になって東京大学において開発されたロケットがインドネシアやユーゴスラビアに輸出され、これが武器に転用される可能性があるとして国会で取り上げられた。これに対し、佐藤総理は、輸出貿易管理令等の運用指針として①共産国、②国連決議により武器等の輸出が禁止されている国、③国際紛争当事国又はそのおそれのある国に対しては武器輸出を認めないことを内容とする武器輸出三原則を表明した⁴。

次いで昭和 51 年、武器の定義をめぐり、救難飛行艇 U S - 1 及び輸送機 C - 1 等の輸出の是非が国会において取り上げられた際、三木総理が「武器輸出に関する政府統一見解」を国会で発表し⁵、①武器輸出三原則対象地域については武器の輸出を認めない、②武器輸出三原則対象地域以外の地域については武器の輸出を慎む、③武器製造関連設備の輸出については武器に準じて取り扱うものとするとして、事実上、武器及び武器技術の全面禁輸措置が講じられた。

なお、昭和 56 年には、大阪の商社堀田ハガネが韓国の兵器メーカーに対して砲身の半製品を輸出承認なしに輸出した事件を契機に武器輸出の実効性について国会において議論がなされた際、衆参両院の本会議において、「武器輸出について、厳正かつ慎重な態度をもって対処する」ことを求める等の武器輸出規制をより徹底させる旨の「武器輸出問題に関する決議」が全会一致で採択されている⁶。

(2) 武器輸出三原則等の例外化

昭和 58 年、米国政府から日米間の防衛分野における技術の相互交流の要請を受けた中曽根内閣は、米国の日米防衛技術相互交流の要請に応じ、対米武器技術供与に限って、初めて武器輸出三原則等の例外とすることを決定した（武器そのものの対米輸出については従来どおり武器輸出三原則等により対処）。

これについて中曽根総理は、「対米武器技術供与は、対象を日米安保体制の効果的運用を確保する上で重要となっている防衛分野における技術の相互交流の一環としての武器技術に限り、かつ、日米相互防衛援助協定（MDA 協定）⁷の関連規定に基づく枠組みのもとで実施することにしており、これにより、国際紛争等を助長することを回避するという武器輸出三原則等のよって立つ平和国家としての基本理念は確保される」と述べるとともに、

³ 第 24 回国会参議院本会議録第 41 号 3 頁（昭 31. 4. 27）

⁴ 第 55 回国会衆議院決算委員会議録第 5 号 10 頁（昭 42. 4. 21）

⁵ 第 77 回国会衆議院決算委員会議録第 18 号 17 頁（昭 51. 2. 27）

⁶ 第 94 回国会衆議院本会議録第 11 号 1 頁（昭 56. 3. 20）及び参議院本会議録第 10 号 1～2 頁（昭 56. 3. 31）

⁷ 正式名称「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」（昭和 29 年条約第 6 号）。協定第 1 条第 2 項は「各政府は、この協定に従って受ける援助を両政府が満足するような方法で平和及び安全保障を促進するため効果的に使用するものとし、いずれの一方の政府も、他方の政府の事前の同意を得ないでその援助を他の目的のため転用してはならない」、同条第 4 項は「各政府は、共通の安全保障のため、この協定に従って受ける装備、資材又は役務の所有権又は占有権を、これらの援助を供与する政府の事前の同意を得ないで、自国政府の職員若しくは委託を受けた者以外の者又は他の政府に移転しないことを約束する」と規定している。政府は「米側が我が方から供与を受けた武器技術を第三国に移転しようとする場合には、我が国の事前同意にかからしめられている」と答弁している（第 101 回国会参議院商工委員会議録第 6 号 24 頁（昭 59. 4. 17））。

昭和 56 年の武器輸出問題に関する決議との関係について、「国会決議が、武器輸出三原則等について、わが国自身の平和と安全を確保するため必要不可欠な基盤をなしている日米安保体制の効果的運用のために必要な調整をも禁じたものとは考えていない。政府としては今後とも国会決議の趣旨は尊重していく」と答弁している⁸。

この「対米武器技術供与」を皮切りに、平成 22 年までに以下の 18 件が内閣官房長官談話や関係省庁了解により例外化措置として積み上げられていった。

図表 3 武器輸出三原則等の例外化に関する内閣官房長官談話等（昭 58～平 22）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①対米武器技術供与（昭 58. 1 内閣官房長官談話） ②国際平和協力業務等の実施に伴い必要な装備品の輸出（平 3. 9 関係省庁了解） ③国際緊急援助活動の実施に必要な装備品の輸出（平 3. 9 関係省庁了解） ④日米 A C S A（日米物品役務相互提供協定）下で行われる武器部品等の米軍への提供（平 8. 4 内閣官房長官談話） ⑤対人地雷除去装置（平 9. 12 内閣官房長官談話） ⑥改正日米 A C S A ※周辺事態への拡大（平 10. 4 内閣官房長官談話） ⑦在外邦人等の輸送の際に必要な装備品の輸出（平 10. 4 関係省庁了解） ⑧弾道ミサイル防衛に係る日米共同技術研究（平 10. 12 内閣官房長官談話） ⑨中国遺棄化学兵器処理事業の実施に必要な貨物等（平 12. 4 内閣官房長官談話） ⑩テロ特措法に基づく自衛隊の物品・役務の提供等（平 13. 10 内閣官房長官談話） ⑪イラク特措法に基づく自衛隊の物品・役務の提供等（平 15. 6 内閣官房長官談話） ⑫改正日米 A C S A ※武力攻撃事態等への拡大（平 16. 2. 27 内閣官房長官談話） ⑬平成 17 年度以降に係る防衛大綱 ※日米共同の弾道ミサイル防衛の開発・生産（平 16. 12 内閣官房長官談話） ⑭ミサイル防衛に関する日米共同開発における米国への武器供与（平 17. 12 内閣官房長官談話） ⑮ O D A によるインドネシア向け巡視船の輸出（平 18. 6 内閣官房長官談話） ⑯補給支援特措法に基づく自衛隊員の武器携行等（平 19. 10 内閣官房長官談話） ⑰海賊対処法等に基づく武器等の輸出（平 21. 3 内閣官房長官談話） ⑱日豪 A C S A（日豪物品役務相互提供協定）下で行われる武器部品等の豪軍への提供（平 22. 5 内閣官房長官談話） |
|---|

（出所）防衛省資料を元に筆者作成

（3）例外化見直しへの始動

平成 22 年 12 月 17 日、民主党政権の菅内閣の下で決定された「平成 23 年度以降に係る防衛計画の大綱」（22 大綱）において、「平和への貢献や国際的な協力において、自衛隊が携行する重機等の装備品の活用や被災国等への装備品の供与を通じて、より効果的な協

⁸ 第 98 回国会衆議院本会議録第 4 号 25 頁（昭 58. 1. 28）

力ができる機会が増している。また、国際共同開発・生産に参加することで、装備品の高性能化を実現しつつ、コストの高騰に対応することが先進諸国で主流になっている。このような大きな変化に対応するための方策について検討する」との文章が記載され⁹、武器及び武器技術に関する国際環境の変化が認識され始めた。これを受け、その後の野田内閣によって「平和貢献・国際協力」及び「国際共同開発・生産」に伴う案件について包括的な基準が決定され、平成 24 年 12 月の衆議院総選挙の結果、自民・公明両党連立により発足した第二次安倍内閣においては、次世代戦闘機 F-35 の国際共同開発・生産に向けた国内企業の部品製造を武器輸出三原則等によらないこととする等の決定がなされた。

ア 防衛装備品等の海外移転に関する基準（包括的例外化措置）（平 23. 12 内閣官房長官談話）【例外化⑱】

平成 23 年、民主党政権の野田内閣は、武器輸出三原則等を個別に例外化してきたこれまでの措置を改めるため、「防衛装備品等の海外移転に関する基準」（いわゆる「包括的例外化措置」）を内閣官房長官談話として表明した。この基準は、防衛装備品等の海外への移転について、これまで個別に例外化してきた手法を改め、①平和貢献・国際協力に伴う案件、②我が国の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開発・生産に関する案件について包括的に例外化措置を講じるものである。ただし、我が国の事前同意なく、目的外使用や第三国移転がないことが担保されるなどの厳格な管理が行われることが前提となった。この包括的例外化措置の適用は、平成 24 年 12 月、国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）に派遣されていた自衛隊の施設資機材等のうち、「武器」に該当する油圧ショベル、ドーザ、バケットローダの計 4 台のハイチ政府に対する譲与の 1 件である。

イ F-35 の製造等に係る国内企業の参画（平 25. 3 内閣官房長官談話）【例外化⑳】

我が国への導入が決まっていた次世代戦闘機 F-35 について、全てのユーザー国が世界規模で部品等を融通し合い、米国が一元的に管理する国際的な後方支援システム（ALGS：Autonomic Logistics Global Sustainment）が採用されることとなった。

ALGS に対しては、平成 23 年 12 月 27 日の包括的例外化措置が想定していた日本側による管理ができないことが懸念された。また、ALGS の下で、我が国国内企業が F-35 の部品等の製造に参画することは、戦闘機の運用・整備基盤を国内に維持する上で不可欠との見解がある一方、我が国が製造した部品が（国際紛争当事国に該当するおそれのある）イスラエルに渡る可能性があることも報道等で指摘されていた¹⁰。

自民・公明両党連立の第二次安倍内閣は、平成 25 年 3 月 1 日、新たに「F-35 の製

⁹ 22 大綱の決定後行われた仙谷内閣官房長官記者会見（平成 22 年 12 月 17 日）では、「武器輸出三原則等については、国際紛争を助長することを回避するという平和国家としての基本理念に基づくものであって、この基本理念は引き続き堅持する」と述べている。

¹⁰ 『朝日新聞』（平 25. 3. 2）

造等に係る国内企業の参画についての内閣官房長官談話」を公表し、我が国が製造した F-35 の部品等の輸出を武器輸出三原則等の例外とすることを決定した。その際、従来の「国際紛争等を助長することを回避する」の表現の代わりに「国連憲章の目的と原則に従う」の表現を用い、平成 23 年の包括的例外化措置で、我が国の事前同意を必要とし厳格に管理するとしていた目的外使用や第三国移転について、「米国政府の一元的な管理の下、F-35 ユーザー国以外への移転が厳しく管理されている」と説明した。

ウ 国際連合南スーダン共和国ミッションに係る物資協力(平 25. 12 内閣官房長官談話) 【例外化②】

平成 25 年 12 月、自衛隊が参加する国連南スーダン共和国ミッション (UNMIS) において、韓国政府及び国連から、自衛隊派遣部隊が有する小銃弾の韓国隊への提供が要請され、政府は UNMIS を通じて韓国隊に小銃弾 (5. 56mm 普通弾) 1 万発を無償提供することを決定した。

これについて菅内閣官房長官は、UNMIS に派遣された部隊のうち、韓国隊が保有する小銃に使用可能な弾薬を保有するのは自衛隊のみであるという緊急事態であり、緊急の必要性・人道性が極めて高いなどと判断し、官房長官談話を発出することにより武器輸出三原則等によることなく、国際平和協力法第 25 条に基づく「物資協力」の枠組みで譲渡することとしたと説明した¹¹。

4. 防衛装備移転三原則

(1) 防衛装備移転三原則の策定

平成 25 年 12 月 17 日、安倍内閣は国家安全保障会議及び閣議において、「国家安全保障戦略」及び「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱」を決定し、両文書に武器輸出三原則等の見直しを明記した。その上で、平成 26 年 4 月 1 日、国家安全保障会議及び閣議において、従来の「武器輸出三原則等」に代わる防衛装備の海外移転に関する新原則として「防衛装備移転三原則」を決定した。

防衛装備移転三原則を策定した理由について小野寺防衛大臣は、例外化措置が 21 件に上っており、包括的な新しい原則を定めることが現実的であると述べるとともに、新しい防衛装備を「国際開発をしたい」との申し出がある場合、従来の三原則では抵触する可能性があったが、今後は防衛装備の様々な検討ができる環境になったと説明した¹²。

なお、武器輸出三原則等と防衛装備移転三原則の比較は以下のとおりである。

¹¹ 従来、政府は、PKO 協力法第 25 条に関し、物資協力で武器、弾薬、装備は含まれておらず、国連事務総長から要請があっても断る (第 121 回国会衆議院国際平和協力等に関する特別委員会議録第 6 号 13 頁 (平 3. 10. 1))、国際機関から我が国に対して、人を殺傷し、または武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする武器弾薬の供与を要請されることは想定されておらず、譲渡される物資の中に武器弾薬が含まれることはない (第 142 回国会衆議院安全保障委員会議録第 9 号 17 頁 (平 10. 5. 12)) との答弁を繰り返してきた。これに対し政府は、これまでの国会答弁は各国の PKO 部隊が武器弾薬等を自給自足するという当然の前提のものであり、今回のような緊急事態にまで弾薬供給を禁ずる趣旨のものではないと説明している (平成 25 年 12 月 24 日菅内閣官房長官記者会見)。

¹² 平成 26 年 4 月 1 日小野寺防衛大臣記者会見

図表4 武器輸出三原則等と防衛装備移転三原則の比較

	旧原則(国会答弁、官房長官談話等)	新原則(閣議決定、国家安全保障会議決定)
名称	武器輸出三原則等 ※防衛装備品等の海外移転に関する基準(平成23年)により包括的に例外化。	防衛装備移転三原則
禁輸対象	【三原則】次の場合には武器の輸出を認めない。 ①共産圏諸国向けの場合 ②国連安保理決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合 ③国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合	【原則1】移転を禁止する場合は明瞭化し、次に掲げる場合は禁止 ①我が国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合 ②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合 ③紛争当事国への移転となる場合 ※紛争当事国:武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国
移転を認める条件	21件の例外化措置に該当する場合 (これまでの例外化の例) ・平和貢献・国際協力 ・国際共同開発・生産 ・F-35の製造等への国内企業の参画 ・国連南スーダン共和国ミッションに係る物資協力 ・物品役務相互提供協定(ACSA)に基づく移転 ※「武器輸出三原則等によらない」として例外化することにより移転可能。例外化には特段のルールはない。	【原則2】移転を認め得る場合を次の場合に限定し、透明性を確保しつつ、厳格審査 ①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合 ※平和貢献・国際協力に積極的意義がある場合に限る。 ②我が国の安全保障に資する場合 ・国際共同開発・生産 ・安全保障・防衛協力の強化 ・自衛隊の活動、邦人保護に不可欠な輸出 ※国の安全保障政策として積極的意義がある場合に限る。 【原則3】目的外使用及び第三国移転について適正管理が確保される場合に限定
		●例外化は認めない。 ●国家安全保障会議で運用指針を定め、審査体制、手続、審査基準等について、明瞭化を図る。 ●年次報告書の作成、NSC審議案件の情報公開等を通じ、透明性の向上を確保する。

(出所) 内閣官房、外務省、経済産業省、防衛省資料「防衛装備移転三原則について」より抜粋

(2) 防衛装備移転三原則の内容

ア 原則1

移転を禁止する場合は明瞭化し、次に掲げる場合は移転しない

- ①我が国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合
(化学兵器禁止条約、クラスター弾に関する条約、対人地雷禁止条約等)
- ②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合
(安保理決議 1718号(北朝鮮の核問題)、同第1929号(イランの核問題)等、特定の対象国への武器等の移転を防止することを決定する安保理決議等)
- ③紛争当事国への移転となる場合
(紛争当事国:武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し、又は回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国)

②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合について安倍総理は、北朝鮮、イラン、イラク、ソマリア、リベリア、コンゴ民主共和国、スーダン、コートジボワール、レバノン、エリトリア、リビア、中央アフリカが挙げられると答弁している¹³。

また、安倍総理は、これまでの武器輸出三原則等が挙げる「国際紛争のおそれのある国」が削除された理由について、最終的に国際紛争に至るまでの経緯は千差万別であり、

¹³ 第186回国会参議院本会議録第14号11頁(平26.4.4)

おそれについての明確な判断や定義は困難であることから、移転を禁止する場合を明確化する原則1には明記していないとの説明を行っている¹⁴。

なお、③紛争当事国への移転となる場合について、これまでの例では「朝鮮戦争における北朝鮮」や「湾岸戦争におけるイラク」が挙げられるが、特定の国は存在しないとされている。

イ 原則2

移転を認め得る場合を次の場合に限定し、透明性を確保しつつ、厳格審査

①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合

②我が国の安全保障に資する場合

- ・我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産の実施
- ・我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化
- ・装備品の維持を含む自衛隊の活動、邦人保護に不可欠な輸出

(注1) 仕向け先等の適切性・武器等の機微性を含め厳格に審査

(注2) 審査体制・手続・基準等の透明性を確保

移転を認める場合に国家安全保障会議が行う厳格審査について政府は、同様の類型について過去に政府として海外移転を認め得るとの判断を行った実績がない案件については、全て国家安全保障会議幹事会で審議をすることとしており、その中で移転を認める条件の適用や仕向け先等の適切性、安全保障上の懸念の程度等について特に慎重な検討を要する重要案件とされたものについては国家安全保障会議で審議することとしている¹⁵。

ウ 原則3

目的外使用及び第三国移転について適正管理が確保される場合に限定

原則として、目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付ける

(注) 平和貢献・国際協力の積極的推進のため適切と判断される場合、部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合、部品等をライセンス元に納入する場合等では、仕向先の管理体制の確認をもって管理を行うことも可能とする。

政府は、目的外使用や第三国移転の適正管理について、原則として国際約束により我が国の事前同意を移転先政府に義務付け、「一定の場合については仕向け先の管理体制の確認をもって事前同意の義務付けに代える」としている。

この仕向け先の管理体制の確認については、①輸出者経由で最終需要者から最終用途誓約書（エンド・ユース認証）の提出を求める、あるいは②最終需要者の内部管理体制についての文書による確認を行い、③移転先国政府の貿易管理体制が国際レジームを遵守しているかを確認することとしている。また、必要な場合には、外為法に基づいて移転先における適正管理の状況について移転者等から報告の聴取を行い、万が一適正な管理が

¹⁴ 第186回国会参議院本会議録第14号11頁（平26.4.4）

¹⁵ 第186回国会参議院外交防衛委員会会議録第13号24頁（平26.4.22）

行われていないことが判明した場合には、同法に基づいて、移転者等に対して罰則や行政の制裁を科すなど厳正に対処している。なお、仕向け先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保できるとすることが可能な場合は以下のとおりである。

図表5 仕向け先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することが可能な場合

①平和貢献・国際協力の積極的推進のため適切と判断される場合

- ・緊急性、人道性が高い場合
- ・移転先が国際連合若しくはその関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関である場合
(過去例：国際連合南スーダン共和国ミッションに係る物資協力(平25))
- ・国際入札の参加に必要となる技術情報又は試験品の提供を行う場合
- ・金額が少額かつ数が少量で、安全保障上の懸念が小さいと考えられる場合

②部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合

(過去例：F-35の製造等に係る国内企業の参画(平25))

③部品等をライセンス元に納入する場合

④我が国から移転する部品及び技術の相手国への貢献が相当程度小さいと判断できる場合

⑤装備品の維持を含む自衛隊の活動、邦人保護に不可欠な場合

⑥誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、貨物の仮陸揚げ等の我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合

(出所) 内閣官房、外務省、経済産業省、防衛省資料を元に筆者作成

(3) 移転に係る情報公開

移転に係る情報公開について政府は、国家安全保障会議で審議されて海外移転を認める場合、背景や目的を含めた概要をその都度公開し、その際、我が国の安全、他国との信頼関係など総合的に判断し、従来個別に例外化措置を講じてきた場合に比べて透明性に欠けることがないよう公表している。

一方、年次報告については、防衛装備の海外移転の件数、累計、仕向け先、どこの地域、どこの国に行ったかということを経済的なレベルで整理して報告したいとしている¹⁶。

(4) 防衛装備移転三原則の適用

平成26年7月8日、安倍総理はオーストラリアのアボット首相との間で、防衛装備の共同開発を進めるための「防衛装備品及び技術移転に関する協定」に署名し、防衛装備移転三原則の閣議決定後、初めての同種の協定への署名となった。同協定は、互いの関心分野における防衛装備品や船舶の流体力学分野に関するものを含めた技術の共同研究、開発及び製造を通じて日豪間のより深化した協力を容易にするものとされており、日本にとっ

¹⁶ 第186回国会参議院外交防衛委員会会議録第13号24頁(平26.4.22)

て米国、英国に次ぐ3か国目の協定とされる。

また、同年7月17日、政府は、国家安全保障会議において、地对空誘導弾ペトリオット（PAC-2）の部品（シーカージャイロ）の米国への移転及びシーカー（目標を捜索・検知及び追尾するためのミサイルの構成装置）に関する技術の英国への移転の2件の海外移転を決定した。PAC-2の部品輸出は、「防衛装備移転三原則」策定直後から、米国のレイセオン社より三菱重工業に対し打診があったものであり、「防衛装備移転三原則」の下での初めての防衛装備品の輸出となった。

なお、シーカージャイロはライセンス生産品であることから、仕向け先の管理体制の確認をもって、事前同意の義務付けに代えられるものと認められた。今後、米国は日本製の部品を使ってPAC-2を組み立て、カタールなどに輸出する見込みであると報じられている。また、英国との共同研究については、平成25年6月の日英首脳会談において合意した化学防護衣に続く2例目となる¹⁷。

我が国の防衛生産関連企業が防衛装備品等の国際展示会に出展するなど海外進出を模索する動きも広がっている。平成26年6月、フランス・パリにおいて開催された「ユーロサトリ」には、三菱重工業など日本企業13社が参加し、初めて日本ブースが設置された。展示会では新型装甲車（三菱重工）、地雷処理装置（日立）、緊急時無線システム（NEC）などが紹介されたとされる。また、同年11月、インドネシア・ジャカルタにおいて開催された「インドディフェンス」にも日本から5社が参加し、救命いかだや小型無人航空機などが出展された。

5. 防衛生産・技術基盤戦略の策定

（1）我が国防衛産業の現状と諸外国の動向

我が国の防衛産業の防衛省向け生産は毎年約2兆円で推移しており、これは全工業生産額約250兆円の0.8%程度と僅少であり、また、防衛装備品等の生産に従事する企業の防衛依存度は全体で4%程度と、多くの企業において防衛事業が主要収益源とは言い難い状況とされる。我が国の防衛産業については以下の特徴が指摘されている。

図表6 我が国防衛産業の特徴

- | |
|---|
| <p>①工場（国営の軍事工場）が存在せず、生産基盤の全てと技術基盤の多くを民間企業が担っている</p> <p>②加工組立度が高く、中小企業を中心とした広範多重な関連企業が存在する（戦車関連企業は約1,300社、護衛艦関連企業は約2,500社、戦闘機関連企業は約1,100社）</p> <p>③少量・受注生産で、武器輸出三原則等により市場が国内防衛需要に限られていることから、量産効果が期待できない</p> <p>④開発・製造には特殊かつ高度な技術力が必要であり、個々の装備品を開発・製造できる企業は1社から数社に限定され、技能者の養成にも多くの時間を要する</p> <p>⑤長年の装備品の開発・製造実績等により、国内の防衛生産・技術基盤は、一定の技術力を保持している</p> |
|---|

（出所）防衛省資料

¹⁷ 『毎日新聞』（平26.7.17）

平成2年度以降、防衛装備品の契約額は長期低落傾向にあり、戦車、艦艇、戦闘機などの主要装備品の調達数も減少しているため、若手技能者の採用が抑制され、育成機会が減少し、高い技能を持つ工員の維持、技能伝承に問題が生じていると指摘される。また、調達数量の減少に対応できない企業の防衛産業からの撤退等が生じ、平成15年以降に防衛産業から事業撤退・倒産等した企業数は102社¹⁸に上るとされる。

一方、欧米諸国においては、冷戦凍結に伴う防衛予算の頭打ちをきっかけに、国境を越えた防衛産業の再編が起こり、1990年代以降、米国では23社存在した防衛装備品の最終組立て技術を持った企業（プライム企業）が5社に統合されるなど、大手防衛産業の集約が進んだとされる¹⁹。しかし、世界的に国防予算が縮小する中で、技術と資金が集約された国際競争力を持つ巨大企業を持つ欧米諸国といえども防衛装備品の技術革新や開発コストの高騰により、一国で全ての防衛生産・技術基盤を維持することは困難との見方もある。このため、欧米諸国は、国際共同開発・生産への参加による需要拡大を通じてコストを削減し、防衛産業の支援や、技術力向上、さらには生産性改善を図っており、部品の在庫管理等を効率的に行うとの観点から国際的な後方支援システム（F-35におけるALGS）の構築が進んでいる。

（2）防衛生産・技術基盤戦略の策定

平成26年4月に防衛装備移転三原則が策定されたことを受け、同年6月19日、防衛省は、「装備の生産及び開発に関する基本方針等」（昭和45年7月16日防衛庁長官決定）、いわゆる「国産化方針」に代えて今後の防衛生産・技術基盤の維持・強化の方向性を新たに示すものとして「防衛生産・技術基盤戦略」を策定した。

防衛生産・技術基盤とは、防衛装備品の取得・維持に密接に関連している研究・開発、製造・維持整備等を行う人的・物的・技術的な基盤とされている。近年の厳しい財政事情により国内で全ての防衛生産・技術基盤を保持することは困難になっており、欧米諸国における防衛産業の再編や防衛装備品の国際共同開発・生産などの環境変化を踏まえ、我が国においても国際共同開発・生産を含めた防衛装備品の特性等に合致した調達方法を戦略的に採用する必要があるとの方針が示されている。

また、同戦略は、①安全保障の主体性の確保、②抑止力向上への潜在的な寄与及びバーゲニング・パワーの維持・向上、③先端技術による国内産業高度化への寄与を図ることを目標としており、施策推進に当たっては、①官民の長期的パートナーシップの構築、②国際競争力の強化、③防衛装備品取得の効率化・最適化との両立を図る必要があるとしている。このため、契約制度等の改善、大学や研究機関との連携強化を始めとする研究開発に係る施策の実施、他国との防衛装備・技術協力、防衛産業組織に対する取組、防衛省における体制の強化、関係府省と連携した取組等を進めていくとしている。

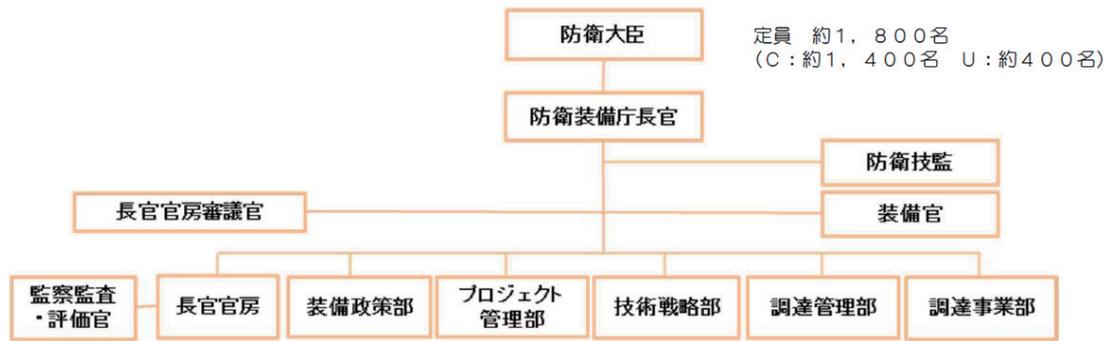
¹⁸ 『防衛生産・技術基盤研究会最終報告』（防衛生産・技術基盤研究会 平成26年6月） 19頁

¹⁹ 『防衛生産・技術基盤研究会最終報告』（防衛生産・技術基盤研究会 平成26年6月） 26頁

6. 防衛装備庁（仮称）設置の検討

平成 27 年度防衛省予算案において、防衛省内の調達、研究・開発等に係る装備取得関連部門（内部部局、各幕僚監部、技術研究本部及び装備施設本部）を集約・統合した外局として防衛装備庁（仮称、1,800 人規模）を新設することが盛り込まれた。

図表 7 防衛装備庁（仮称）のイメージ



（出所）防衛省「我が国の防衛と予算（案）－平成 27 年度予算の概要」

同庁の主な機能は、①主要装備品に係るライフサイクル全般を通じた一元的な管理（プロジェクト管理機能）、②海外への装備品移転の案件の増加に伴う技術管理、国際共同開発・生産、民間転用等（装備協力・武器技術管理機能）、③運用ニーズを適切に反映した研究開発、技術動向の分析、先端技術研究を行う機関への資金援助等（研究開発機能）及び④より現状に適した契約制度の検討等による調達業務の効率化等（装備品等の調達機能）とされており、今後、防衛装備移転三原則の下で国際的な装備協力・武器技術管理等の中核的機能を担うことも想定される。

7. おわりに

第二次安倍内閣の下で、「防衛装備移転三原則」が決定されたことによって、我が国の武器輸出に対する規制・管理の在り方が大きく見直された。

これに対し、我が国はこれまで、武器輸出を行っていないことを背景に軍備管理・軍縮分野で一定の発言力・影響力を行使しており、武器輸出三原則等の見直しによって、我が国の平和国家としての歩みが崩れるのではないかとの意見がある。

他方、従来の武器輸出三原則等の下において、防衛装備品の高性能化・複雑化による装備品単価の上昇、それによる調達数量の減少により、防衛生産に携わる中小企業の撤退等が生じている中で、我が国の防衛産業をいかに維持するか、国際共同開発・共同生産との関わりにおいて、我が国が防衛技術をいかに維持していくかとの指摘もなされている。

第三次安倍内閣では、こうした両者の意見を踏まえつつ、防衛装備移転三原則の運用がいかになされるのか、今後の動向が注目される。

（くつぬぎ かずひと）